



平成 27 年 3 月 16 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S R A
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹
(J A S D A Q : 2 3 1 5)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤井 肇
Tel 03-5769-8200 (代表)

第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の 償還期限および行使期間の再延長に関するお知らせ

当社は、当社第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本社債」といいます。）につき、本社債の社債権者である株式会社 S R A（以下、「S R A」といいます。）との間で、本社債の償還期限（平成 27 年 3 月 16 日）および本社債に付された新株予約権（以下、「本社債に係る新株予約権」といいます。）の行使期間（平成 27 年 3 月 15 日まで）をそれぞれ平成 27 年 4 月 30 日、および平成 27 年 4 月 28 日までに、再延長することについて S R A と合意に至りました。つきましては、本日開催の当社取締役会において本件償還期限および行使期間の再延長（以下、「本件期間再延長」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件期間再延長を行う理由

当社は、平成 24 年 11 月 27 日付「第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」および平成 24 年 11 月 28 日付「(訂正)「第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の一部訂正について」で開示しましたとおり、S R A を割当先として本社債を発行しております。本社債の発行は、中訊軟件集団股份有限公司（以下、「SinoCom」といいます。）の株式を取得するための資金（9,953 百万円）の一部（2,500 百万円）として S R A から借入れ、その後、当社は S R A との中国での事業展開に関する提携の一環として当該借入金を本社債に切り替えたものであります。

当社は、過去の子会社買収資金の返済をはじめ日々の運転資金確保の為、平成 27 年 2 月 28 日現在で長期借入金約 5,154 百万円（金融機関 6 行およびその他 2 機関）、短期借入金約 3,137 百万円（金融機関 7 行：2,648 百万円、当社子会社：489 百万円）合計額約 8,292 百万円に加えて、本社債 2,500 百万円を当社単体ベースの有利子負債として計上しております。

当社は、3 月末の事業年度末を迎えるにあたり、債権者である金融機関等からの借入金支払弁済については、平成 26 年 12 月 10 日付「子会社の異動（株式譲渡）および特別損失の計上見込みに関するお知らせ」、平成 26 年 12 月 29 日付「子会社の異動を伴う持分の一部譲渡および特別利益の計上見込みに関するお知らせ」、平成 27 年 2 月 24 日付「持分法適用関連会社の株式譲渡および特別損失の計上見込みに関するお知らせ」および平成 27 年 3 月 11 日付「持分法適用関連会社の異動を伴う株式譲渡および特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社海外子会社である SinoCom および 聯迪恒

星（南京）情報システム有限公司（英文名：Liandi（Nanjing）Information Systems Co., Ltd.）の株式売却により充当することを確実にした上で、財務改善の実績・進捗状況報告および今後の経営の改善計画を債権者である金融機関等への年度内提出を強く求められております。当社はこうした厳しい財務状況に対応すべく、これまで債権者である金融機関等から返済期日の延長ならびに社債償還期限および行使期間延長等のご協力を頂くと共に株式の譲渡などにより金融機関等からの借入債務の弁済を行うことで有利子負債を圧縮し、財務体質改善を進めております。上記の改善計画の一環として、本日3月16日に償還期限を迎える社債につきましても償還期限再延長をSRAへ再度申し入れ交渉した結果、SRAの了解を得るに至ったものです。

こうした一連の財務体質改善の推進は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消にも資するものであり、また本件期間再延長によって当面の資金繰りは改善することから、既存株主の利益とも一致するものと判断しました。また本社債に付された新株予約権の権利行使価格（1株あたり120円）は、現在の市場株価（1株あたり66円 平成27年3月16日終値）を大幅に上回っていることから、新株予約権の権利を行使される蓋然性が低く、株式の希薄化を招くといったことがないため、このたびの本件期間再延長は、既存株主の不利益にはならないものと考えております。

2. 本件期間再延長の内容

	変更前	変更後
(1)償還期限	平成27年3月16日	平成27年4月30日
(2)行使期間	平成27年3月15日まで	平成27年4月28日まで
(3)その他条件	変更なし（下記[ご参考]第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の概要）	

3. 今後の見通し

本件期間再延長による当社連結業績への影響は軽微であります。

本件期間再延長後の社債の償還については、引き続き海外資産の売却や借入債務の弁済等による有利子負債の圧縮を継続し、財務体質の改善を見極め対処してまいります。

以 上

[ご参考]

第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 発行日 | 平成24年12月16日 |
| 2. 社債総額 | 2,500百万円 |
| 3. 未償還残高 | 2,500百万円 |
| 4. 従来償還期限 | 平成27年3月16日 |
| 5. 利率 | 年率2.0% |
| 6. 新株予約権の総数 | 25個 |
| 7. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式20,833,300株 |
| 8. 従来新株予約権の行使期間 | 平成27年3月15日まで |
| 9. 新株予約権の行使価格 | 1株あたり120円*（発行時は12,000円） |

* 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。